

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 166

政策体系	14	事業分類	ソフト事業	所管部局	市民部 国保医療課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 1. 社会福 - 1. 社会福 現年		
事業名	福祉医療費支給事業				
細事業名	福祉医療費支給事業				
評価表作成者				市民福祉部 社会福祉課	八木 千恵子

1. 事業の概要

心身障がい者（後期高齢者医療被保険者を除く）及び母子等のうち、一定所得額以下の方に対し、医療機関でかかった医療費の一部を助成する。（府制度分の対象者は、障害者手帳1・2級、療育手帳A等の所持者及び母子。障害者手帳3・4級、療育手帳B等の所持者については、市独自で対象者の範囲を拡大している。市制度分の対象者は、通院の場合のみ、医療機関ごとに1日300円の自己負担が必要。）

2. 事業の目的と必要性

- ①施策で目指す目標との関連付け
 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる自立支援、母子世帯への経済的支援
- ②事業を実施する必要性
 心身障がい者及び母子等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図る。

3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額	千円	143,464	153,981	150,269	145,859	134,163	158,850	158,850
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	26,085	30,552	32,559	33,898	28,043	34,740
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	117,379	123,429	117,710	111,961	106,120	124,110
職員等の従事人員	人/年	—	0.65	0.78	0.02			
人件費	千円	—	4,573	4,674	178			
事業費総額	千円	—	158,554	154,943	146,036			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

福祉医療給付費	143,315,402円
心身障がい者分	125,430,737円
母子分	17,884,665円
審査支払手数料	2,277,055円
心身障がい者分	1,728,050円
母子分	549,005円

5. 事業結果の概要

心身障がい児者	： 受給者数	973人 (H23.3月末)
	： 助成件数	18,649件
	： 助成額	125,430,737円
母子	： 受給者数	581人 (H23.3月末)
	： 助成件数	5,896件
	： 助成額	17,884,665円

6. 活動の詳細

医療費支給		
心身障がい者及び母子世帯に対し、医療費を助成した。	年間	助成費：143,315,402円
年度更新		
受給者証は8月1日～翌年7月31日までとなっており、そのとき所得要件を審査して、次年度の受給者証を交付する。	7月	滞りなく行われた。

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

平成21年8月から市単独分の通院のみ1日300円の自己負担を必要とする制度改正を実施している。多受診者に対する負担軽減について、現在のところ要望等はないが、状況を見て対応が必要となる可能性もある。また、一斉更新時期の前に申告勧奨をしていく必要がある。なお、平成23年度から所管が社会福祉課（心身障がい者）、子育て支援課（母子）に変わるため、障害者福祉施策・母子福祉施策の一環として、障害者・母子に対して一体的にサービスしていきることが見込まれる。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

福祉施策の担当課が総合的に判断すべき事業であり、事務所管の見直しを検討する必要がある。平成21年8月から市制度（障がい）の通院のみ自己負担金を300円/日としたが、多受診者には負担軽減の検討が必要である。

■平成21年度の所属長評価

- ①事業執行にあたり議論を重ねた点
市制度対象者の縮小
- ②当該事業のアピール事項
新規対象者には施策担当課から該当者に説明、母子は窓口で照会
- ③反省点、今後の展開・方向性等
施策の担当課が総合的に判断する事業であると思われるので事務配分の見直しを検討する必要がある。平成21年8月から、市制度（障害）について自己負担金を通院のみ300円/回を負担する制度改正施行。